

平成28年1月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成28年1月25日9時から
会 場：臼杵序舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

第 1号議案 うすき読書のまちづくりステーション設置規程の一部を改正する訓令の制定について

4 学力向上について

- ・平成28年度土曜ふれあい学校の実施計画について

5 教育予算等について

・

6 その他

- ・「海洋科学校の独立高等学校化」の要望について
- ・「第2次臼杵市子ども読書活動推進計画」及び「臼杵市スポーツ推進計画」のパブリックコメントの状況について
- ・「第6回福祉と教育を考えるフォーラム in うすき」の報告について

7 閉 会

連絡事項

(1) 各課からの連絡等

- ・成人式の報告
- ・県内一周駅伝大会について

(2) 平成28年2月定例教育委員会の開催について

平成28年2月 日 時から

平成28年1月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成28年1月定例教育委員会付議議案 目次

第 1号議案 うすき読書のまちづくりステーション設置規程の一部を改正する訓令の制定について……………1

第 1 号議案

うすき読書のまちづくりステーション設置規程の一部を改正する訓令の制定について

うすき読書のまちづくりステーション設置規程の一部を改正する訓令の制定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 1月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会訓令第 号

うすき読書のまちづくりステーション設置規程の一部を改正する訓令

うすき読書のまちづくりステーション設置規程(平成25年臼杵市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) うすき読書のまちづくりの啓発に関すること。
- (2) 乳幼児・就学前の子どもの読書活動に関すること。
- (3) 児童・生徒の読書活動に関すること。
- (4) 市民の読書活動に関すること。
- (5) 各種講座の実施に関すること。
- (6) 読書活動ボランティアの育成や連携に関すること。
- (7) 臼杵市文化財資料のレファレンス業務に関すること。
- (8) 学校図書館の活用及び運営、資料収集等の環境整備に関すること。
- (9) 市立図書館と学校図書館の連携に関すること。
- (10) 学校図書館専門員及び市立図書館司書のスキルアップに関すること。
- (11) その他教育委員会が必要と認めること。

第3条を次のように改める。

(組織)

第3条 ステーションの長を図書館長とし、次に掲げる者で組織する。

- (1) 市立図書館職員
- (2) 学校教育課指導主事
- (3) 社会教育課協育コーディネーター
- (4) 学校図書館専門員
- (5) 読書推進員
- (6) この他教育委員会が必要と認める者

第4条中「おき、庶務を行う。」を「置く。」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

第2次臼杵市子ども読書活動推進計画の策定に伴い改正する必要が生じたため。

平成28年1月

【定例教育委員会資料編】

平成28年1月定例教育委員会資料編 目次

第 1号議案 うすき読書のまちづくりステーション設置規程の一部を改正
する訓令の制定について……………1

| 現行 | 改正後（案） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○うすき読書のまちづくりステーション設置規程 平成25年3月21日 教育委員会訓令第4号</p> <p>(趣旨) 第1条 市民総ぐるみによる子どもの読書活動を推進し、市立図書館と学校図書館の連携を図り、白杵市立図書館の中核的役割機能を強化するためうすき読書のまちづくりステーション（以下「ステーション」という。）を設置する。</p> <p>(業務内容) 第2条 ステーションは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 乳幼児・就学前の子どもの読書活動支援・相談にすること。 (2) 児童・生徒の読書活動支援・相談にすること。 (3) 市民の読書活動支援・相談、各種講座の開催にすること。 (4) 学校図書館の活用及び運営、資料収集等の環境整備の支援・相談にすること。 (5) 市立図書館と学校図書館の連携にすること。 (6) 学校図書館関係者の研修にすること。 (7) その他教育委員会が必要と認めること。</p> | <p>○うすき読書のまちづくりステーション設置規程 平成25年3月21日 教育委員会訓令第4号</p> <p>(趣旨) 第1条 市民総ぐるみによる子どもの読書活動を推進し、市立図書館と学校図書館の連携を図り、白杵市立図書館の中核的役割機能を強化するためうすき読書のまちづくりステーション（以下「ステーション」という。）を設置する。</p> <p>(業務内容) 第2条 ステーションは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) うすき読書のまちづくりの啓発にすること。 (2) 乳幼児・就学前の子どもの読書活動にすること。 (3) 児童・生徒の読書活動にすること。 (4) 市民の読書活動にすること。 (5) 各種講座の実施にすること。 (6) 読書活動ボランティアの育成や連携にすること。 (7) 白杵市文化財資料のレンタル業務にすること。 (8) 学校図書館の活用及び運営、資料収集等の環境整備にすること。 (9) 市立図書館と学校図書館の連携にすること。 (10) 学校図書館職員及び市立図書館司書のスキルアップにすること。 (11) その他教育委員会が必要と認めること。</p> |

(総則)

第3条 ステーションは、次に掲げる者で組織する。

- (1) 読書推進員
- (2) ステーションスタッフ(市立図書館司書兼務)
- (3) ステーション担当指導主事
- (4) この他教育委員会が必要と認める者
- (5) 読書推進員
- (6) この他教育委員会が必要と認められる者

(事務局)

第4条 ステーションの事務局は市立図書館に置く。

(委任)

第5条 この規程に定めるもの(ほか、ステーションの運営に関する必要な事項は、教育長が別途)に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(総則)

第3条 ステーションの長を図書館長とし、次に掲げる者で組織する。

- (1) 市立図書館職員
- (2) 学校教育課指導主事
- (3) 社会教育課協育コーディネーター
- (4) 学校図書館専門員
- (5) 読書推進員
- (6) この他教育委員会が必要と認められる者

(事務局)

第4条 ステーションの事務局は市立図書館に置く。

(委任)

第5条 この規程に定めるもの(ほか、ステーションの運営に関する必要な事項は、教育長が別途)に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

大分県教育委員会
教育長 工藤利明様

要望書

平成28年2月24日

海洋科学学校についての要望書

大分県教育委員会におかれましては、臼杵市の教育活動に対しまして、平素より特段のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成20年度に貴教育委員会が、地域の実情や学校を取り巻く状況等を総合的に勘案しながら策定した高校改革推進計画「後期再編整備計画」が、子どもたちにとって真に望ましい学校づくりという視点に立って進められていることについては、十分に認識しております。

海洋科学高校は、大分県で水産に関する専門教育を実施する唯一無二の高校であり、県全体の水産の振興に及ぼす影響は、計り知れないものがあると思われます。

本市といたしましても、水産業を担う人材育成の機関として大いに期待しているところであり、水産の専門性や特色を活かし、高めることができるよう、今後の教育内容及び施設のさらなる充実を願っております。

海洋科学高校は本市並びに、地域産業界と連携し、特に、漁業という第1次産業の振興及び加工等の第2次産業の振興という面のみならず、海運業の振興、さらには、備蓄品の製造を通じ、防災教育の一環としても地域に根ざした活動を推進しています。

本市といたしましては、市内に存在する高校として、今後も深い愛情と関心をさらに高めながら守り育てていきたいと考えております。

つきましては、貴教育委員会におかれましても本市の強い思いをお汲み取りいただき、次の事項に格段のご高配を賜りますよう改めてお願ひいたします。

記

1. 海洋科学学校は、大分県唯一の水産教育を担う高等学校であり、県内の水産業、海運業を支える使命を有している。したがって、独立の高等学校としていただくこと。
2. 個性豊かな、社会に貢献できる人材を育成するため、海洋科学学校への必要な教員の配置及び施設整備に引き続きご配慮いただくこと。

(臼杵市人材育成市民連携會議会長)

臼 杵 市 長

(臼杵市人材育成市民連携會議副会長)

臼杵商工会議所会頭

(臼杵市人材育成市民連携會議副会長)

臼 杵 市 教 育 長

(臼杵市人材育成市民連携會議委員)

臼杵市議會議長

(臼杵市人材育成市民連携會議委員)

臼杵市教育委員長

臼杵市 P T A 連合会 会長

海洋科学校同窓会 会長

海洋科学校 P T A 会長

大分県漁業協同組合 代表理事組合長

大分県漁業協同組合臼杵地区

漁業運営委員長

(臼杵市人材育成市民連携會議委員)
大分県漁業協働組合 女性部臼杵支部長

大分県産業教育振興会 水産部会理事

大分県漁港建設協会 会長

大分県港湾建設協会 会長

大分県海運組合 理事長

南日本造船株式会社 代表取締役社長

株式会社臼杵造船所 代表取締役社長

下ノ江造船株式会社 代表取締役社長

(臼杵市人材育成市民連携會議顧問)
大分県議會議員

(臼杵市人材育成市民連携會議顧問)
大分県議會議員